いわてイーハトーヴ臨床研修病院群・ワーキンググループ

基本理念：
1）地域背景や経営母体を超えて、良き医師を養成する。
2）研修医にとってベストの研修プログラム、ベストの教育環境を構築する。
3）グローバル・スタンダードに基づく、プライマリー研修を実践する。
4）研修医と共に医療の質を向上する。

設置要綱　　**（平成 22 年４月１日・改正 平成 26 年４月１日）**

（目的）
第１条　本会は、岩手県の医師臨床研修病院群の活動を円滑に行うために、それぞれの病院のリーダー的指導医、病院長及び事務担当者が集まって、岩手県の臨床研修体制の質的向上に努めることを目的とする。

（構成）
第２条　本会の構成は、岩手県の１２の基幹型臨床研修病院（県立久慈病院、県立宮古病院、県立釜石病院、県立大船渡病院、県立二戸病院、岩手医科大学病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立胆沢病院、県立磐井病院）を中心に、リーダー的指導医、病院長及び事務担当者（事務部会）によって構成される。

（代表者）
第３条　代表者は、構成員の信任のもと、本会を代表する。
２　本会の代表者１名を、病院長以外の構成員の中から互選によって（構成員の合意あるいは選挙）選び、その任期は２年間とする。再任は３回までとする。

（副代表者及びサポーター）
第４条　副代表者は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
２　副代表若干名は、代表者が指名する。
３　サポーターは、代表者が指名し、代表者の要請によりワーキンググループに協力する。

（活動方針の決定）
第５条　本会の活動は、代表者を中心に構成員の合意によって決定される。